

～困ったら相談しよう～
計画相談支援事業所



児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問のサービスを利用したいときは ①役場で申請、②通所先の選択、③計画案の提出 が必要です。

★計画案ってな～に？

療育を受ける際の目標や課題、また利用回数や家族の状況など、ご本人が適切なサービスを受けるために必要な内容が書かれています。これは、相談支援専門員がご本人やご家族にお話を伺って作成します。

★相談支援専門員ってどんな人？

相談支援専門員は専門的な研修を受け、ご本人の状況や気持ちに寄り添い、必要なサービス内容の提案を行います。

- ・学校や通所先での困りごとはどうしたらいいの？
- ・複数のサービス(事業所)を利用したいな
- ・困ったときに利用できるサービスはある？



など、ご本人のことについて幅広く相談できます。

もし困ったり不安になったり悩んでいることがあれば相談してください。相談支援専門員が解決できるよう、いろいろな機関と繋がって対応について一緒に考えます。

★他にも相談できるところはあるの？

ご本人やご家族のことについて、役場や相談支援専門員にも相談しづらいことがあったら、町から委託を受けた下記相談先に直接お話したり、アドバイスを受けることができます。

相談先

相談支援センターゆい・・・身体・知的 【☎092-976-2377】
かけはし・・・精神・発達 【☎092-519-4340】



ご不明な点は

粕屋町福祉課 児童通所担当 【☎092-938-0278】まで